「消費者保護法」最新改正について

2015年6月17日総統より消費者保護法改正条文¹が公布され、一部の条文については、行政院が別途施行期日²を定めるのを除き、公布日より施行する運びである。今回の改正は、主に消費者の定型契約の確認及び取得の権利を強化し、契約に係わる争議の際に消費者の証明責任を軽減するものとなっている。このほか「通信売買」を「通信取引」、また「訪問売買」を「訪問取引」に修正し、同時に、通信取引における特定の商品或はサービスの範囲については、七日の猶予期間の適用を除外すべきと定めている。更に消費者団体が団体訴訟を提起する要件を緩和し、また故意による又は重大な過失により生じた損害に対する懲罰性違約金の上限を引上げることによって、経営者による悪意のある消費者権益侵害を抑止することが期待される。以下は、改正内容³の弊所翻訳である。

改正条文

第2条

この法律における用語の定義は、次の通りとする:

- 1. 消費者:消費を目的とし、商品を取引、使用する者又は役務の提供を受ける者
- 2. 企業の経営者: 商品の設計、生産、製造、 輸入、代理販売又は役務の提供により営 業する者
- 3. 消費関係:消費者と企業の経営者間における、商品又は役務から生じる法律関係
- 4. 消費争議:消費者と企業の経営者間における商品又は役務により生じた争議
- 5. 消費訴訟:消費関係により裁判所に提起した訴訟
- 6. 消費者保護団体:消費者保護を目的とし 設立登記された法人

説明

- 一、第1号から第6号、第8号及び第12号 に修正箇所はない。
- 二、「定型契約の約款」とは、企業の経営者が消費者と契約を締結するために、予め制定した契約の約款であり、契約対象が不特定多数の消費者又は特定多数の消費者を問わず、等しくこの法律の定型契約の関連規範を適用する。ドイツの民法第305条の規定を参考に、第7号の語彙中、「不特定」の文字を削除する。
- 三、第9号の語彙を修正する。
- 四、第 10 号でいう「通信売買」において、 売買の標的物は、民法第 345 条の規定 によると「財産権」であり、その範囲 は狭義である。現行条文第 19-1 条の規

¹ 今回の改正は、修正が第 2,8,11-1,13,17,18,19,22,29,39,40,41,44-1,45,45-4,46,49,51,57,58,60,62,64 条の条文及び 第 3 節の題目、追加が、第 17-1,19-2,56-1 条の条文、削除が、第 19-1 条の条文となっている。

² 消費者保護法第2条第10,11号、及び第18,19,19-1,19-2条の条文の施行期日は行政院より定める。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

- 7. 定型契約の約款:企業の経営者が多数の 消費者と同類の契約を締結するために 用いられ、予め制定し提出された契約条 項。定型契約の約款は、書面に限定され ず、放映する字幕、チラシ、掲示、イン ターネット、又はその他の方法で表示す る場合もこれに属する
- 8. 個別交渉約款:契約当事者が個別に交渉し合意した契約条項
- 9. 定型契約:企業の経営者が提出する定型 契約の約款を契約内容の全部又は一部 として締結する契約を言う
- 10. <u>通信取引</u>:企業の経営者が、ラジオ、テレビ、電話、ファクシミリ、カタログ、新聞、雑誌、インターネット、びら又はその他類似した方法で、消費者が商品<u>又</u>は役務を直に見ることなく、企業の経営者と締結した契約
- 11. 訪問取引: 企業の経営者が先約なしに消費者<u>とその</u>居住地、<u>職場、公共の場</u>又はその他の場所で締結した契約
- 12. 分割払い:売買契約において、消費者が 頭金を支払い、残金を分割で支払い、企 業の経営者が頭金の受領後に標的物を 消費者に引き渡すことを約定した取引 形態

- 定に基づいた通信売買の関連規定は、通信売買で行う役務取引にも適用されるため、これを準用し、役務の提供を合わせて定義の規範に加える。また、EU 指令「2011/83/EU」第2条第7号及び日本の「特定商取引法」第2条第2項など海外の立法例を参考に、それらと類似するこの法律において、「通信売買」の概念に基づいた用語の定義には、商品及び役務が共に含まれることは、商品及び役務が共に含まれることとの法律の用語及び定義を修正するほか、契約締結の状態に関する記述「消費者が商品を直に見ることなく」と修正する。
- 五、第11号でいう「訪問売買」に、役務の 提供を合わせて定義の規範に加える (理由は前記の説明4と同じ)。また、 EU 指令「2011/83/EU」第2条第8号及 び日本の「特定商取引法」第2条第1 項など海外の立法例を参考に、それら と類似するこの法律において、「訪問売 買」の概念に基づいた用語の定義には、 商品及び役務が共に含まれることか ら、この法律の用語及び定義を修正す る。また、「職場」又は「公共の場」に て販売に従事することは、実務上よく 見られることであり、ドイツ民法第312 条第1項規定を参考に、定義の中に「職 場」及び「公共の場」を追加する。更 に「販売に従事すること」の記述を削 除し、訪問取引が売買契約のみを指し ているとの誤解回避を図る。

第8条

代理販売に従事する企業の経営者は、商品 又は役務に生じた損害について、商品の設

- 一、第1項に修正箇所はない。
- 二、現行条文第2項でいう「前条」とは元々 「第7条」を指しているが、この法律

2

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

計、生産、製造又は役務を提供する企業の経営者と連帯し、賠償責任を負わなければならない。但し、それが、損害発生の防止のために相当な注意を払った場合、又は相当な注意を払ったにもかかわらず損害の発生を未然防止することができなかった場合はこの限りではない。(第1項)

前項の企業の経営者が、商品の包装を変更、 個別包装をする又は役務の内容を変更する 場合、<u>第7条</u>の企業の経営者とみなす。(第 2項) は 2003 年 1 月 22 日に修正交付された際、第 7-1 条を追加したため、合わせて修正する。

第11-1条

企業の経営者は、消費者と定型契約を締結 する前に、消費者がすべての約款内容を確 認するために、30 日以内の合理的な期間を 与えなければならない。(第1項)

企業の経営者は、定型契約の約款によって 消費者に前項権利を放棄させようとする場 合、無効とする。(第2項)

第1項規定に違反した場合、かかる約款は 契約の構成内容にはならない。但し、消費 者はかかる約款が契約の構成内容であると 主張できる。(第3項)

中央主務機関は、特定の業界を選定し、定型契約約款の重要性、関係事項の多寡及び複雑性等を参酌し、定型契約の確認期間を公告することができる。(第4項)

- 一、最高裁判所第98年度台上字第168号民事判決事由「……係争委任販売契約書に記載された消費者が自ら契約閲覧権を放棄するという定型契約の約款は、明らかに公平さにかけており、故にかかる閲覧権を放棄するという約款は当然として無効とする……」を参照し、第2項規定を追加することで、消費者の契約閲覧権の保護を図る。
- 二、第3項について、語彙の一部を修正する。

第13条

企業の経営者は、消費者に対し定型契約の 約款内容を明示しなければならない。 内容の明示が明らかに困難な場合、顕著な 方式により、その内容を公告しなければな らず、消費者がこれに同意した場合、かか る約款は契約の内容とみなす。(第1項)

企業の経営者は、消費者に定型契約書を交

- 一、定型契約の約款が定型契約書に記載されているかどうかを問わず、企業の経営者は、消費者に対しその内容を明示及び公告しなければならず、且つ消費者の同意を経て初めて、かかる約款を契約の一部としてみなす。この旨に基づき第1項を修正する。
- 二、企業の経営者は、消費者に定型契約の

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

付しなければならない。但し、その契約の 性質により明らかに困難がある場合、この 限りではない。(第2項)

定型契約書に消費者が署名又は捺印した場合、企業の経営者は、かかる定型契約書の 正本を消費者に交付しなければならない。 (第3項) 証明を提供しなければならない。但し、自動販売機、コインパーキング及び公共交通機関の契約など、個別の接触が少ない取引又は取引が頻繁である大量契約の場合は、その執行に困難があるため、公告の方式でそれを行うことができる。故に第2項規定を修正する。

三、定型契約書に消費者が署名又は捺印した場合、双方当事者が実際に接触したことがある場合、契約書を交付する困難がない。従って、争議が発生した際、消費者が挙証できない状況を回避するため、第3項規定を追加する。

第17条

中央主務機関は、消費紛争の防止、消費者権益の保護、定型契約の公正性の促進のために、特定の業界を選定し、定型契約に記載すべき又は記載すべきでない事項を起草し、行政院にて審査後、公告するよう申出することができる。(第1項)

前項でいう記載すべき事項について、その 契約の性質及び目的に基づき、以下のもの を含むことができる。

- 1. 契約の重要権利義務事項
- 2. 契約違反の法律効果
- 3. 先払取引の履行担保
- 4. 契約の解除権、終止権及びその法律効果
- 5. そのほか契約履行の関連事項。(第2項)
- 第1項でいう記載すべきでない事項について、その契約の性質及び目的に基づき、以下のものを含むことができる。
- 1. 企業の経営者の契約内容若しくは期限 の変更権又は解釈権の保留
- 2. 企業の経営者の義務若しくは責任の制限又は免除
- 3. 消費者の権利行使の制限又は剥奪及び

- 一、定型契約の授権を公告させるため、契約に記載すべき及び記載すべきでない 事項の目的及び手続の明確化を図り、 第1項を修正する。
- 二、公告事項の内容及び範囲の更なる明確 化を図るため、現行の中央主務機関が 既に公告している重要な権利義務の内 容を参照し、第2項及び第3項におい て、記載すべき及び記載すべきでない 事項の関連規定を追加する。但し、記 載すべき及び記載すべきでない事項に ついては、各業界の契約性質及び目的 によりこれを定める。故にその記載内 容は、列記した事項は含むが、全ての 事項を含むとは限らない。
- 三、現行条文を第2項から第4項とし、それに合わせて語彙を修正する。
- 四、第 5 項を新設する。この法律の施行細 則第 15 条第 2 項における公告事項の効 力に関する規定について、語彙の修正 を行い、この法律に編入する。
- 五、現行条文を第3項から第6項とする。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

消費者の義務又は責任の追加

4. <u>そのほか消費者にとって明らかに公正</u> さを欠く事項。(第3項)

第1項の公告に違反する定型契約の場合、 その定型契約の約款は無効である。かかる 定型契約の効力は前条規定に基づき定めな ければならない。(第4項)

中央主務機関より公告された記載すべき事項は、定型契約に記載されていない場合でも、契約の構成内容とみなす。 (第5項) 企業の経営者が定型契約を使用する場合、主務機関は、随時担当者を派遣し検査を行うことができる。(第6項)

第 17-1 条

企業の経営者は、消費者と締結した定型契約について、本節に規定の事実に符合していると主張する場合、かかる事実について証明責任を有する。

一、本条を新設する。

二、企業の経営者は、消費者と定型契約を 締結する前に、既に合理的な契約閲覧 期間を提供、及び消費者に定型契約の 約款内容を明示するなど本節に規定の 事実を遵守した場合、企業の経営者は 証明責任を負担し、消費者の権益を保 護する。

第三節 特殊取引

第18条

企業の経営者は、<u>通信取引</u>又は訪問<u>取引の</u> 方式で契約を締結した場合、下記の情報を 分かりやすく明文化し、書面にて消費者に 提供しなければならない。

- 1. 企業の経営者名、代表者、事務所又は営業所住所、電話番号及びメールアドレスなど消費者が経営者に迅速且つ有効に連絡できる通信関連資料
- 2. <u>商品又は役務の内容、対価、支払期日及び方法、交付期日及び方法</u>

本節の語彙修正に合わせて、第2条第10号 の「通信売買」を「通信取引」とし、第11 号の「訪問売買」は「訪問取引」とする。

- 一、消費者が通信取引又は訪問取引の過程 において、十分な消費情報を取得でき ないことを回避するため、EU 指令 「2011/83/EU」第6条から第8条及び 日本の「特定商取引法」第4条から第 11条などの通信取引及び訪問取引の関 連規定を参考に、これを修正する。
- 二、第1項で、企業の経営者が消費者への 情報提供義務を履行するとき、消費者 が情報を保存し運用せしめるために、 これを書面方式で行わなければならな

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

- 3. 消費者が第 19 条規定に基づき、契約解除権を行使できる期限及び方法
- 4. 商品又は役務に関して、第 19 条第 2 項 規定に基づき、第 19 条第 1 項の解除権 の適用を排除する事項
- 5. 消費関連申立の受理方式
- 6. <u>そのほか中央主務機関より公告された</u> 事項。(第1項)

インターネットを通じて行う通信取引においては、前項でいう情報の提供は、消費者がその全てを検索閲覧し、保存できる電磁的方式で行わなければならない。(第2項)

いことについて、第1号及び第5号の 規範に、消費者が連絡又は起りうる消 費争議の申立を行う際に便利なように 企業の経営者が提供すべき関連情報、 第2号に、現行条文における「売買条 件」の要件、第3号に、この法律の施 行細則第16条より移動させ、並びに一 部の語彙を修正した旨、第4号に、商 品又は役務が公告により第19条第1項 の解除権の適用ができない場合は、消 費者に告知しなければならないという 規定、第6号に、権限を持つ中央主務 機関が特殊事情を考慮して定めた補充 規範を、それぞれ予め明記した。イン ターネットのネットワークを通じた通 信取引は、大量及び迅速という特性が あるため、書面方式で消費情報を提供 できない場合、消費者にかかる情報を 全て閲覧、保存できる電磁的方式でこ れを提供しなければならない。故に第2 項の規定を追加する。

第19条

通信取引又は訪問取引の消費者は、商品の受領又は<u>役務の提供を受けてから</u>7日以内に、返品又は書面<u>方式で</u>契約の解除を通知することができ、その理由を説明する必要はなく、いかなる費用又は<u>対価</u>を負担する必要もない。但し、通信取引に合理的な例外事情がある場合、この限りではない。(第1項)

前項の但書でいう合理的な例外事情は、行 政院より定める。(第2項)

企業の経営者は、消費者が商品の受領又は 役務の提供を受けたときに、前条第1項第3 号の規定に基づいた契約解除の関連情報を 提供しなかった場合、第1項規定の7日の

- 一、第1項「通信売買又は訪問売買」を「通信取引又は訪問取引」に修正する。また、役務契約が通信取引及び訪問取引の取引分野に分類されたことに伴い、「代金」を「対価」に修正するほか、役務契約の解除権行使期限の起算日を定める。現行条文「受領した商品の購入を希望しなかった場合」は余計な記述であるため、これを削除する。
- 二、第1項但書及び第2項を追加し、通信 取引に行政院より第1項規定を適用し ない合理的な例外事情を定め、企業の 経営者及び消費者権益の対等性を図 る。
- 三、企業の経営者が第18条規定に違反し、

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

期間は、かかる情報を提供した翌日から起算する。但し、第1項規定の7日の期限から、4ヶ月間を経過した場合、解除権は消滅したとみなす。(第3項)

消費者が、第1項及び第3項に定めた期間内に、商品を発送、若しくは書面を発した場合、契約は解除したとみなす。(第4項)通信取引又は訪問取引は、本条規定に違反して約定した場合、かかる約定は無効とする。(第5項)

消費者に契約解除の関連情報を提供しなかった場合の法律効果を定めるため、EU 指令「2011/83/EU」第 10 条規定を参考とし、第 3 項規定を追加する。

- 四、この法律の施行細則第19条を第1項とし、第4項を追加するほか、EU 指令「2011/83/EU」第11条第2項及び日本の「特定商取引法」第9条第2項の規定を参考とし、消費者は、法定期限内に解約通知を発送、又は返品する商品を発送した場合、契約は解除したとみなされるため、合わせて語彙を修正する。
- 五、現行条文第2項を修正条文の第5項と し、本条の各項に等しく適用できるほ か、語彙を修正し、適用を明確化させ る。
- 六、契約解除後の法律効果について、第 19-2 条に別段の規定を定めたため、現 行条文の第3項を削除し、修正条文の 第19-2条第3項に加える。

第 19-1 条 (削除)

一、本条は削除する。

二、この法律の今回の改正後、通信取引又 は訪問取引の契約標的に、商品及び役 務が含まれたため、本条を削除する。

第19-2条

消費者は、第19条第1項又は第3項規定に基づき、書面で契約の解除を通知した場合、当事者が個別に交渉した場合を除き、企業の経営者は、通知を受けた翌日から15日以内に、商品の引渡しをした場所又は指定された場所で商品を回収しなければならない。(第1項)

企業の経営者は、商品を回収、消費者によ る返品又は役務契約の解除通知を受けた翌

- 一、本条を新設する。
- 二、この法律の施行細則第20条を第1項とし、語彙の修正をする。消費者が契約の解除を通知した場合、当事者が個別に交渉した場合を除き、企業の経営者は、期限内に商品の回収を行わなければならず、企業の経営者によって一方的に事前の定型契約の約款が消費者に不利益な約定となることを回避しなければならない。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

日から15日以内に、消費者が支払った対価を返還しなければならない。(第2項)契約解除後の、企業の経営者と消費者との間における原状回復の約定について、消費者にとって民法第259条の規定より不利となる場合は、無効とする。(第3項)

- 三、第2項に企業の経営者が対価を返還する期限を規定する。
- 四、現行条文第19条第3項を第3項とする。

第22条

企業の経営者は、広告内容の真実性を確保 しなければならず、消費者に負うべき義務 は広告の内容を下回ってはならない。(第1 項)

企業の経営者は、商品又は役務の広告内容 を、契約が成立した後、確実に履行しなければならない。(第2項) 最高裁判所 101 年度台上字第 246 号判決事由「...現行条文第 22 条規定より、企業の経営者が消費者と締結した契約は、広告内容を記載していないが、消費者がかかる広告内容を信用したため企業の経営者と契約を締結した場合、企業の経営者が負担すべき契約責任はかかる広告内容まで及ぼす。...」を参考とし、第 2 項を追加し、企業の経営者が負担すべき契約責任は広告内容まで及ぼすことを定める。

第29条

消費者保護団体が商品又は役務の検査を実施する場合、検査項目に関わる検査設備を設置するか、又は検査項目に関わる検査設備を保有する機関、団体に対し検査を委託しなければならない。(第1項)

検査を実施する者は、検査記録を作成しなければならず、サンプル採取、<u>サンプルの保存環境及び方法、</u>使用した検査設備、検査方法、経過及び結果を記載し、かかる消費者保護団体に提出しなければならない。(第2項)

消費者保護団体は、前項の検査結果を公表後、そのサンプル採取、サンプルの保存環境及び方法、使用した検査設備、検査方法、経過及び結果を公布し、関連の企業の経営者に通知しなければならない。(第3項)消費者保護団体が公表した第2項の検査結果に誤りがあった場合、主体的に公開して

- 一、第1項は変更なし。
- 二、第 2 項に、サンプルの保存方法及び環境を追加し、検査手続の記載内容の具体化を図る。
- 三、消費者保護団体は検査結果を公表した 後、検査の関連情報を公布し、並びに 関連企業の経営者に通知することで、 検査結果の信頼性を高めるほか、企業 の更なる発展を促進できるため、第3 項の規定を追加する。
- 四、消費者保護団体より公表した検査結果 に誤りがある場合、それを主体的に公 開して訂正するほか、関連企業の経営 者に説明の機会を与えなければならな い。故に、第4項を追加する。
- 五、消費者保護団体より公表した検査結果 が企業の経営者の権利を侵害した場 合、その他法律規定に基づき、関連責 任を負担する。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

<u>訂正するほか、関連企業の経営者に説明の</u>機会を与えなければならない。(第4項)

第39条

行政院、直轄市、県(市)政府には、若干名の消費者保護官を置かなければならない。(第1項)

消費者保護官任用及び職務<u>の内容</u>は、行政 院により定める。(第2項)

- 一、行政院消費者保護委員会は、2012 年 1 月 1 日より行政院院本部に編入したため、第 1 項の「消費者保護委員会」を 「行政院」に修正する。
- 二、すでに規範方法を制定している現行条 文に合わせて、第2項を修正する。

第40条

行政院は、消費者保護関連事務の監督及び 協調を行うために、定期的に関係する部会 の首長、全国の消費者保護団体代表、全国 の企業の経営者代表及び学者、専門家を招 集し、この法律この法律律関連事項につい て意見を求めるものとする。

- 一、中央行政機関組織基準法第5条第3項 規定に基づき、かかる法律が施行後、 作用法で機関の組織を規定してはなら ない。現行条文第1項における消費者 保護委員会組織の関連規定は、既に行 政院処務規程及び行政院消費者保護会 設置要点に規定されたため、かかる規 定を削除する。
- 二、消費者保護事務の監督及び調整の推進 を維持するために、現行条文第 2 項を 修正するほか、本条文にて行政院は定 期的に関係部会の首長、団体代表など を招集し、この法律の関連事項の意見 を求める事を規定し、並びに参加者の 身分に関する規範を保留し、多方面か らの参加を募る公正原則の達成を図 る。また、現行条文第 2 項後半におけ る組織に関する規定を削除する。

第 41 条

行政院は、消費者保護関連事務を推進する ために、下記事項を実施することができる。

- 消費者保護基本政策及び措置の起草及 び審議
- 2. 消費者保護計画の起草、修正及び執行成 果の検討
- 3. 消費者保護案の審議及びその執行の推 進、連絡及び評価

組織再編に合わせて、第1項及び第2項に おける「消費者保護委員会」を「行政院」 とし、合わせて語彙を修正する。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

- 4. 国内外における消費者保護の趨勢及び 経済社会建設と関連する問題の研究
- 5. 消費者保護教育の提唱、消費情報の収集 及び提供
- 6. 消費者保護政策、措置に関わる各部会、 部局、部署及び主務機関との調整
- 7. 消費者保護主務機関の監督及び消費者 保護官に対する職権行使の指揮。(第 1 項)

消費者保護の執行結果及び関連資料は<u>行政</u> 院より定期的に公告する。(第2項)

第 44-1 条

前条の消費争議調停事件の受理及び手続の 進行及び<u>そのほか関連</u>事項<u>の処理方法</u>は、 行政院より定める。

第45条

直轄市、県(市)政府は、7<u>名</u>から<u>21</u>名の委員で構成される消費争議調停委員会を設置しなければならない。(第1項)前項の委員には、直轄市、県(市)政府の

前頃の委員には、直轄市、県(市)政府の代表、消費者保護官、消費者保護団体代表、企業の経営者が所属又は関係する職業団体の代表、<u>学者又は専門家</u>が就任し、消費者保護官を議長とする。その組織については別段に定める。(第2項)

第 45-4 条

小額の消費争議において、当事者の一方が 正当な理由なく、調停日当日に出頭しなか った場合、調停委員は状況を斟酌し、出頭 した当事者の請求又は職権により解決案を 提出し、当事者に送達することができる。 (第1項)

前項の案は、全調停委員の過半数の同意を 得なければならず、並びに第45-5条で定め る異議期間及び法定期間に異議を提出しな 組織再編に合わせて、第1項及び第2項に おける「消費者保護委員会」を「行政院」 に修正するほか、現行の授権規定は処理方 法で規定しているため、適切な修正を行う。

- 一、第1項を修正する。地方主務機関による消費争議調停案件の増加に伴い、現行条文の調停委員会の委員数では対応しきれない虞があるため、委員数の上限を21名に修正する。
- 二、消費争議は、専業領域に係わることが 多いため、調停委員会の運営は学者及 び専門家の協力を必要とする。この様 な実務的な需要を解決するため、第 2 項を修正する。
- 一、第1項、第3項及び第4項は変更なし。
- 二、小額の消費争議解決方案に定めた異議期間及び法定期間に異議を提出しないときの法律効果は第45-5条に別段に定めたため、第2項規定はそれに合わせ修正する。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

かった場合の法律上の効果を記載しなければならない。(第2項)

第1項の送達の場合、公示送達の規定は適用されない。(第3項)

第1項における小額消費争議の金額は、行政院が定める。(第4項)

第46条

調停が成立した場合、調停書を作成しなければならない。(第1項)

前項の調停書の作成及び効力については、 郷鎮市調停条例第 <u>25</u>条から第 <u>29</u>条の規定 を準用する。(第 2 項)

第49条

消費者保護団体が、設立許可から 2 年以上で、消費者保護に関する専門の担当者を置き、且つ行政院から優良の評価を受けた場合、自己名義で、第 50 条の消費者損害賠償訴訟又は第 53 条の不作為訴訟を提起することができる。(第 1 項)

消費者保護団体が前項に規定の訴訟を提起する場合、弁護士に訴訟代理を委任しなければならない。委任された弁護士は、かかる訴訟について、前払金又は必要とする費用の償還を請求できる。(第2項)

消費者保護団体が提起した第 1 項の訴訟に おいて、違法行為があった場合、団体の設 立を許可した主務機関は、その許可を取り 消さなければならない。(第 3 項)

<u>優良</u>消費者保護団体の評価方法は、<u>行政院</u> より定める。(第4項)

第 51 条

この法律に基づき提起した訴訟における、 企業の経営者の故意による損害について、 消費者は、損害額の <u>5</u>倍以下の懲罰性賠償 金を請求することができる。但し、重大な

- 一、第1項は変更なし。
- 二、郷鎮市調停条例の 2005 年 5 月 18 日改 正により、同条例第 22 条から第 26 条 における調停書の作成及びその効力の 関連規定を、同条例第 25 条から第 29 条とし、合わせて修正する。
- 一、組織再編に合わせて、第 1 項及び第 4 項における「消費者保護委員会」を「行政院」に修正する。また、第 1 項に規定の行政院より優良評価を受けた消費者保護団体について、第 4 項を修正する。
- 二、第1項において、消費者保護団体の「設立3年以上」を「2年以上」とし、並びに消費者保護団体の規模及び消費者保護官の同意取得という要件を削除し、消費者保護団体が団体訴訟を提起する要件の緩和を図る。
- 三、第2項において、「弁護士は報酬を請求 してはならない」という規定を削除し、 弁護士が消費訴訟に参加する意欲の向 上を図る。
- 四、第3項の内容は修正なし。

処罰性賠償金の立法目的は、企業の経営者に商品及び役務の品質維持を督促、また悪質な企業の経営者への処罰である。企業の経営者による悪意のある行為を抑止するために、今回の改正では懲罰性賠償金の上限

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

過失による損害について、損害額の3倍以下の懲罰性賠償金を請求することができるが、過失による損害については、損害額の1倍以下の懲罰性賠償金を請求することができる。

を引上げ、企業の経営者の故意による損害について、消費者が請求できる懲罰性賠償金を3倍以下から5倍以下とする。重大過失による損害について、消費者が損害額の3倍以下の懲罰性賠償金を請求できる規定を追加する。また、現行規定の「過失による損害については、損害額の1倍以下の懲罰性賠償金を請求することができる」を保留する。

第 56-1 条

企業の経営者が定型契約を使用するにあたって、中央主務機関が第17条第1項に基づき公告した定型契約に記載すべき及び記載すべきでない事項に違反した場合、法律に別段の処罰規定がある場合を除き、主務機関より期限付きで改善を命じられても改善しないときには、新台湾ドル3万元以上30万元以下の罰金に処する。再度期限付きで改善を命じられ、尚も改善しないときには、新台湾ドル5万元以上50万元以下の罰金に処するほか、その都度処罰することができる。

一、本条を新設する。

- 二、中央主務機関より第17条第1項に基づき公告された、定型契約に記載すべき及び記載すべきでない事項は、消費紛争の防止、消費者権益の保護、定型契約の公正さの促進を目的とするが、前記の記載すべき及び記載すべきでない事項には関連の行政罰則が規定されていないため、実施の適用は困難である。この状況を改善するため、本条の規定を追加する。
- 三、現行の老人福利法、心身障害者権益保 障法、有線テレビ法及び電信法は、既 に企業の経営者の定型契約について、 規制及び関連処罰を定めている。主務 機関の業務推進の継続性及び整合性を 考慮した上、前記法律の関連罰則は本 条の適用より優先する。

第 57 条

企業の経営者が、第17条第6項、第33条 又は第38条の規定に基づき主務機関が行う 調査を回避、阻害又は拒絶した場合、新台 湾ドル3万元以上30万元以下の罰金に処す るほか、その都度処罰することができる。 現行条文第 17 条第 3 項を第 17 条第 6 項と し、それに合わせて語彙を修正する。

第58条

企業の経営者が、第36条又は第38条の規

法律のシステムの例として語彙を修正する。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

定に基づき行う主務機関の命令に違反した場合、新台湾ドル 6 万元以上 150 万元以下の罰金に処するほか、<u>その都度</u>処罰することができる。

第60条

企業の経営者がこの法律の規定に違反し、 消費者の生命、身体、健康に危害を与える 虞のある商品を生産又は役務を提供し、且 つ中央主務機関より経過が重大で、社会に 影響を与えると認定された場合、中央主務 機関又は行政院は、直ちにかかる事業に営 業停止を命じることができるほか、速やか に消費者保護団体がその名義で消費者損害 賠償訴訟を提起できるよう協力しなければ ならない。

- 一、企業の経営者がこの法律の規定に違反し、消費者の生命、身体、健康に危害を与える虞のある商品を生産又は役務を提供し、経過が重大で社会に影響を与える場合、中央主務機関又は行政院は、損害の拡大を避けるため、直ちにその営業の停止を命じることができる。
- 二、重大な消費事件により、多くの消費者 が損害を受け、集団で賠償を請求する 必要がある場合、中央主務機関又は行 政院は、消費者権益を保護するため、 速やかに消費者保護団体が消費者損害 賠償訴訟を提起することに協力しなけ ればならない。

第62条

この法律で定める罰金は、主務機関により 処罰し、期限内に納付しなかった場合、法 に基づき<u>行政</u>執行のために移送する。 行政執行の関連事項は、行政執行法の規定 に基づき行うため、それに合わせて語彙を 修正する。

第64条

この法律は、公布日から施行する。<u>但し、</u>2015 年 6 月 2 日改正公布した第 2 条第 10 号、第 11 号及び第 18 条から第 19-2 条の施行期日は、行政院より定める。

今回のこの法律改正にて修正した通信取引及び訪問取引の関連規定について、第19条第2項規定の合理的な例外事情と同時に施行することが適切と判断したため、行政院に施行期日を定める権限を与える。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。